



2022年2月21日

各 位

会 社 名 株式会社シノプス（東証マザーズ：4428）  
代表者名 代表取締役 南谷 洋志  
問合せ先 管理部管掌取締役 島井 幸太郎  
連絡先 ir@sinops.jp

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月25日開催予定の第35期定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、新たに上場会社において、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となったことから、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生への対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を新設するものであります。

なお、定款第12条第2項の定款変更の効力発生は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件とし、当該確認を受けた日をもって生じるものといたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されるため、振替株式発行会社（上場会社）には、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第15条の削除、変更案第15条の新設を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日：2022年3月25日（予定）

定款変更の効力発生日：2022年3月25日（予定）

（別紙）

（下線部が変更箇所を示します）

現行定款	変更案
<p>（招集）</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第13条、第14条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第16条から第42条（条文省略）</p>	<p>（招集）</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2. <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条、第14条（現行定款のとおり）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条から第42条（現行定款のとおり）</p>

